

《診療の質》 後発医薬品使用率

[項目解説]

後発医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に繋がります。ここでは当院での後発医薬品の使用率を表します。

[当院の実績]

・年度(基準年4月1日～翌年3月31日)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
後発医薬品使用率	-	-	-	63.1%	64.3%

※データの都合上、平成28年度より掲載

[算式]

$$\text{後発医薬品使用率} = \frac{\text{後発医薬品数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品数量} + \text{後発医薬品数量}}$$

[当院の自己点検評価]

当院では直近2年間の平均が63%となっております。厚生労働省では平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し取組を進めており、平成27年6月の閣議決定において、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする、新たな数量シェア目標が定められました。当院でも早く目標を達成すべく後発医薬品への切替を取り組んでいきます。

[定義]

後発医薬品使用率
厚生労働省取り決めによる各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報（平成30年5月30日発表に基づいて算出